

第1回 第14採択地区 教科用図書採択協議会議事録

平成29年4月18日（火）

第14採択地区教科用図書採択協議会事務局

第1回 第14採択地区教科用図書採択協議会 議事録

開 会：平成29年4月18日（火）午後3時35分

閉 会：平成29年4月18日（火）午後4時07分

会議場：秩父市歴史文化伝承館 5階 第一会議室

来賓

北部教育事務所秩父支所長 新井 英男

出席委員

秩父市教育委員会教育長	新谷 喜之（会長）
秩父市教育委員会委員	新井 康之
秩父市教育委員会委員	山中 朱根
横瀬町教育委員会教育長	久保忠太郎
横瀬町教育委員会委員	浦島 則之
小鹿野町教育委員会教育長	中 紀雄
小鹿野町教育委員会委員長	齊藤 榮一
小鹿野町教育委員会委員	小池 恭一
皆野町教育委員会教育長	豊田 尚正
皆野町教育委員会委員	小笹 昭二
皆野町教育委員会委員	野口 桂子
長瀬町教育委員会教育長	野口 清
長瀬町教育委員会委員	浅見マユミ
長瀬町教育委員会委員	西山 忠文

出席事務局職員

秩父市教育委員会事務局次長兼学校指導監	山中 正広
秩父市教育委員会指導主事	橋本 泰伸
横瀬町教育委員会指導主事	岡村 淳史
小鹿野町教育委員会指導主事	山口 貴久
皆野町教育委員会指導主事	富田 勲
長瀬町教育委員会指導主事	塩川 和之

1 開 会

秩父市教育委員会事務局次長兼学校指導監

第1回第14採択地区教科用図書採択協議会を開会する。

2 来賓あいさつ

北部教育事務所秩父支所長

(自己紹介の後) 昨年10月に埼玉県より、「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために」のガイドライン及び教員向けのリーフレット、教育委員会向けのリーフレットが出されている。

周知の通り、教科書採択については大変注目を集めている。本年度は小学校道徳の採択が行われ、また来年度(平成30年度)は、小学校の現行学習指導要領による各教科の教科書採択と中学校道徳の教科書採択がある。そして、翌平成31年度は、小学校の次期学習指導要領での道徳を含めた各教科の採択、中学校では現行学習指導要領による各教科の教科書採択がある。平成32年度は、中学校の次期学習指導要領での道徳を含めた各教科の採択がある。このように、平成32年度までの4年間は教科書採択がずっと続く形になる。

本日の採択協議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条(採択地区)、第13条(教科用図書の採択)や県教育委員会の通知(市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準等について)に基づき開催される。採択に当たっては、通知等を基に、内容を考慮し、十分に調査研究を行うことが重要となっている。このような点から、本採択協議会が大変大きな意味を持っている。

およそ2ヶ月の日程の中で、教科用図書調査研究専門員の会議や各学校での校内研究のまとめ等が行われるが、十分協議し、公正かつ適切な採択が行われるようお願いしたい。

結びに、採択協議会事務局には苦勞をかけるが、よろしくようお願い申し上げます。併せて、教育長の皆様の理解と協力に感謝し、挨拶とする。

3 会長選出

秩父市教育委員会事務局次長兼学校指導監

(委員紹介の後) 本会委員の中から、本協議会の会長を選出する。立候補する方はいるか。(立候補なし) 立候補がなしということで、事務局に一任でよいか。(「はい」という声あり)

事務局案として、秩父市教育委員会教育長 新谷喜之 氏を本会の会長として推薦するが、いかがか。(「異議なし」との声あり)

異議なしとのことで、新谷喜之 氏を本会の会長に決定する。

4 会長あいさつ

第14採択地区教科用図書採択協議会会長

(自己紹介の後) 先ほどご挨拶いただいた、埼玉県教育局北部教育事務所秩父支所長 新井英男 氏にはいろいろとご指導いただければと思う。

承知のとおり、教科用図書の採択手続きについては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められている。市町村立の小・中学校で使用される、教科書の採択の権限は各市町村教育委員会にあるが、平成26年4月に改正された無償措置法により、採択に当たっては都道府県の教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定し、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域(秩父は第14採択地区となる)共同採択地区であるときは、地区内の市町村委員会が協議して、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないことが明確に法律で示された。

かつて、一部の地域において、採択協議会の決定と異なる教科用図書が採択した自治体に対し、教科書の無償措置ができないという事態が生じたことがあったが、この法改正によって、そのような心配はなくなったものと考えている。

この手続きによると、採択協議会の構成員である各市町の教育委員会との共通理解に基づき協議を進めていき、最終的には、地区内の教育委員会が同一の教科書を採択する必要がある。そのような意味で、本協議会での活発な協議を通じた共通理解が非常に大切で、そうなるように期待している。

また今回の採択の対象となる、小学校の「特別の教科 道徳」は、平成30年度から新規に実施されるものであって、社会的な関心も高いということで、遺漏なく慎重審議を行っていきたいと思っている。さらに、本年3月28日付で文部科学省初等中等教育局長名で、「教科書採択の公正確保について」の通知が発せられている。また、先ほど紹介されたように、県からも「ガイドライン」「リーフレット」等も出されている。採択に当たっては、高い公正性と透明性が求められている。本日の協議会においては、そのような観点からも、規約の改正を含む手続きが本題となる。

本日の協議会について、今後の手続きについて共通理解が図られ、静謐な環境の中で、公正性・透明性が確保され、共同採択が円滑に進むようお願いしている。是非、ご協力をお願いしたい。

5 議 事 ※議長は、規約第10条の2に基づき会長が務める

(1) 第14採択地区教科用図書採択協議会規約について

議 長：「第14採択地区教科用図書採択協議会規約」について、説明をお願いします。

事務局：資料2の「第14採択地区教科用図書採択協議会規約」について、資料3の「第14採択地区教科用図書採択協議会傍聴人規程」と併せて、主な変更点（規約第11条 協議会の公開）を説明する。

議 長：規約第18条に基づき、規約の変更について質問や意見はあるか。

（「異議なし」という声あり）

異議なしと認め、原案通りとする。

なお、「傍聴人規程」第6条にあるとおり、公正性を保つために、傍聴人は、会長が命じたときは退席していただく。本日傍聴人はいないが、ご理解願いたい。次の議題に移る。

(2) 会長の職務代理について

議 長：規約第7条に基づき「会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する」とある。事務の円滑実施のため、小鹿野町教育委員会の中 教育長を職務代理として指名するが、意見はあるか。

（「異議なし」という声あり）

異議なしと認め、中 教育長を職務代理とする。

(3) 調査員の依頼について

議 長：「調査員の依頼について」であるが、調査員については非公開と考えて

いる。傍聴人がいれば退席してもらおう予定である。本日はいないので、このまま事務局から、提案をお願いする。

事務局：資料6「調査員（案）」を提案・説明する。

議長：意見や質問はあるか。

（「異議なし」という声あり）

質問・異議もないようなので、提案どおり依頼する。なお資料6については取扱注意なので、十分な配慮をお願いする。

（4）予算及び負担金について

議長：「予算及び負担金について」、提案をお願いする。

事務局：資料4「予算（案）」を提案・説明する。

議長：意見や質問はあるか。

（「異議なし」という声あり）

質問・異議もないようなので、提案どおりお願いする。

（5）教科用図書の採択等の日程について

議長：「教科用図書の採択等の日程について」、提案をお願いする。

事務局：資料5「教科用図書の採択等の日程について」、説明する。

議長：意見や質問はあるか。

（「異議なし」という声あり）

質問・異議もないようなので、提案どおりお願いする。

（6）その他

議長：事務局より連絡等があれば、お願いする。

事務局：本協議会の庶務については、規約第8条に「会長が所属する教育委員会において処理する」とある。秩父市教育委員会で庶務を行い、各町の事務担当者にも取り計らい願う。

第1回調査員会及び負担金の納入の依頼文書は、各町の事務担当者を通じて後日お願いをする。また7月14日の第2回採択協議会の開催通知も後日送付する。

議長：その他、委員から何かあればお願いする。

特になければ、以上で議事を終了する。

6 閉 会

秩父市教育委員会事務局次長兼学校指導監

第1回第14採択地区教科用図書採択協議会を閉会する。